

# 公 告

令和8年(2026年)4月9日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	1-6
(2) 件 名	こどもはぐくみ応援事業推進業務
(3) 履行場所	真庭市久世ほか地内及び事業者の事務所
(4) 履行期限	令和 9年 3月31日
(5) 業務概要	①こどもまんなかまつりの開催 ②屋内巡回遊び場の開催 ③こども・若者、大人、企業などを対象とした座談会の企画・運営
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	広告・宣伝(イベント企画・運営)
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 4月23日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、子育て支援課 【TEL】0867-42-1054へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 4月16日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	子育て支援課 【メール】kosodate@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 4月23日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、子育て支援課へ連絡すること。)

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 4月23日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 4月23日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市子育て支援課

TEL 0867-42-1054 / FAX 0867-42-1388

# こどもはぐくみ応援事業推進業務仕様書

## 1 事業名称

こどもはぐくみ応援事業推進業務

## 2 事業目的

市では、こども・子育て施策を市政の最優先施策と位置づけ、妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた、切れ目ない支援「こどもはぐくみ応援プロジェクト」に取り組んでいる。

本事業は、「みんなではぐくむ子育てのまち」を実現するため、こどもをまんなかとしたイベントや座談会等を通じて地域を支える民間団体、企業、様々な市民が、こども、学生、子育てママやパパと関わり、繋がる機会となり、地域全体で子育てを応援する機運を醸成していく。

## 3 履行期間

委託契約の締結日から令和9年3月31日までとする。

## 4 業務内容

受託者は、本市と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

### (1) こどもまんなかまつりの開催

こども、学生は地域の人々との交流や体験活動などを通じてやりたいことができ、こども連れのパパ・ママは自身が一緒に楽しむことができるイベントとし、市民や企業の子育てに対する機運醸成を図るため、子育て支援団体や中・高・大学生、こどもまんなか応援サポーター企業等と連携した参加型イベントの企画を提案すること。

#### ア 実施時期・対象者

11月の「秋のこどもまんなか月間」にあわせて実施することを検討し、より参加しやすい日程となるようスケジュールを提案のうえ、市と協議のうえ決定すること。（11月15日(日)（※前日14日を準備日）を候補日として勝山文化センターの一部を仮予約している。）

主な対象者を小学校低学年以下のこどもとその保護者とし、共生社会の観点から人種や国籍、障がいの有無などに関わらずすべての対象者が楽しめる内容を検討すること。

#### イ 企画・準備

- ・イベントの基本計画案、実施計画書を作成すること。計画書作成にあたっては参加者の安全・安心に対する意識向上の視点や幸福感向上の視点を盛り込むこと。
- ・統括責任者及び運営スタッフを適切に配置し、連絡体制の構築すること。
- ・会場を事前に確認し、スムーズな運営ができるよう会場調整すること。
- ・感染症等予防対策を考えた、会場・舞台のレイアウトを行うこと。
- ・舞台演出・会場内の雰囲気づくりを行うこと。
- ・舞台演出に必要な看板や懸垂幕等を作成し、設置を行うこと。
- ・音響・照明等について、専門知識がある者を配置し、スムーズな運営を行うこと。

- ・出演者、司会者、コーディネーター等との各種調整及び旅費・謝金の支払い、交通手段の手配、送迎、アテンド
- ・進行台本の作成及び司会進行、舞台運営
- ・来場者の動線等を考慮し、会場の設営等を計画すること。
- ・目的を踏まえ、来場者が楽しめるイベントを計画すること。
- ・保護者・企業・市民等が連携できる企画を計画すること。
- ・必要に応じて手話通訳、要約筆記等の体制をとり障がいのある来場者へ配慮すること。
- ・来場者のベビーカー置き場、おむつ交換場所および託児場所等を確保すること。

なお、託児にかかる経費については、受託者が負担すること。

※託児は申込みがない場合は、当日の設置は要しない。

- ・会場の備品以外の必要物品について、購入が必要な物については、担当課と協議のうえ購入し、安全に会場へ搬入出を行うこと。

#### ウ 参加者募集・受付

- ・事前申込制とした場合は、WEB からの申込み可能なサイトを作成し、申込みの受付や参加申込者名簿の作成をすること。
- ・申込みの受付、託児・意思疎通支援が必要な参加者の把握、申込リストを作成すること。
- ・感染症に伴う人数制限や方式変更等の対応が可能とすること。

#### エ マルシェ出店者の募集・確保

- ・企画内容に基づき、出店者を募集すること。
- ・開催にあたり、出店者、企業に向けて説明会を行うこと。

#### オ P R・周知等

- ・開催について、ケーブルテレビ、新聞広告及び S N S や報道等を活用して、P R・周知に努めること。
- ・チラシを作成し市内の園や学校へ配布し、P R・周知に努めること。
- ・参加者の受付や会場整理等当日の円滑な会場運営

#### カ 広報資料の企画作成・宣伝活動

障がいのある人や子どもに配慮した手に取り見てもらいやすいデザインのチラシを作成し配布するとともに、ケーブルテレビ、新聞広告及び S N S 等を活用し市内外へ広報をすること。

- ・広報物（チラシ等）のデザイン作成・印刷

チラシ

判型：A 4 版 2p（両面印刷）

作成部数 5,000 枚・刷り色：フルカラー

ポスター

判型：A 2 版

作成部数 50 枚・刷り色：フルカラー

- ・特記事項

チラシ等のデータはホームページや各種情報提供媒体等で自由に使用できるものとする。

S N S 等を活用し、広く開催を周知し集客に努めること。

#### キ 実施運営（主に前日、当日）

- ・会場演出や設営、必要な備品（看板、音響・映像機器、通信機器等）の手配及びリハーサル
- ・開催日前日の会場準備を行うこと。
- ・出店者の区画割り、会場内の設営、装飾、出店者の設営支援を行なうこと。終了後は、速やかに撤去を行なうこと。
- ・感染症拡大の状況に応じて、感染対策を講じること。
- ・電気・ガス・水等を使用する場合は、出店者の状況を把握したうえで、確保すること。
- ・保健所、消防署等の関係機関と協議し、開催に必要な各種手続を行なうこと。
- ・会場側（施設運営者）との調整を行うこと。

#### ク アンケートの実施

- ・来場者にアンケートを実施し、取りまとめること。
- ・来場者のアンケート回答内容について集計し情報共有すること。
- ・アンケート項目については、市と協議すること。

### （２）屋内巡回遊び場の開催

近年の温暖化による猛暑で夏場は公園など外で遊ぶことが困難な状況になっている。このため、園や学校が夏休みとなる7月下旬から8月下旬を期間として、市内公共施設等の空きスペースを利用して5日程度ごとに巡回することもたちが安心して遊べる屋内の遊び場を実施すること。実施にあたり、利用実態やニーズを把握すること。なお屋内巡回遊び場は市内4箇所（湯原ふれあいセンターホール、勝山文化センター第一会議室、久世エスパスセンターホワイエ、落合総合センター多目的室）を予定している。各施設の予約状況は次のとおり。

勝山文化センター第一会議室	7月31日（金）～8月5日（水）
落合総合センター多目的室	8月5日（水）～8月9日（日）
湯原ふれあいセンターホール	8月10日（月）～8月17日（月）
久世エスパスセンターホワイエ	8月17日（月）～8月24日（月）

#### ア 遊び場企画運営等

屋内巡回遊び場について、以下の内容にて計画を策定し、実施すること。なお、遊び場の利用対象は、未就学児から小学校児童連れの親子を主なターゲットとするが、会場のスペースに余裕がある場合、中学生から高校生年代までの学習スペースなどの居場所もあわせて企画すること。

また、企画にあたっては、令和7年度に実施した「屋内遊び場のニーズ調査」で把握したこどものニーズへ対応する内容を検討すること。

なお、企画にかかる人件費等のほか、運営にかかる人件費、会場費（久世エスパスセンターホワイエ）等の開催にかかる一切の費用を委託費に含むこと。

##### ①遊び場の企画運営全体について

- ・準備、調整、スケジュール等
- ・コンセプトやターゲット、ねらいなど
- ・その他、本事業を効果的に実施していくにあたり必要な事項

## ②運営における留意事項

- ・会場の配置図
- ・会場に仮設する遊具や提供するコンテンツや機能など
- ・会場設営～運営～撤収に係るタイムテーブル、人員体制
- ・安全管理に係る実施体制
- ・来場者のケガ・体調不良等のトラブルへの対応
- ・仮設した遊具・設備等の安全確認
- ・その他、会場運営に必要な事項

## イ 来場者アンケートの実施

- ①来場者にアンケートを実施し、取りまとめること。
- ②来場者のアンケート回答内容について集計し情報共有すること。
- ③アンケート項目については、市と協議すること。

## ウ 広報資料の企画作成・宣伝活動

障がいのある人やこどもに配慮した手に取り見てもらいやすいデザインのチラシを作成し配布するとともに、ケーブルテレビ、新聞広告及びSNS等を活用し市内外へ広報をすること。

### ①広報物（チラシ等）のデザイン作成・印刷

#### ・チラシ

判型：A4版 2p（両面印刷）

作成部数 5,000 枚・刷り色：フルカラー

#### ・ポスター

判型：A2版

作成部数 50 枚・刷り色：フルカラー

### ②特記事項

- ・チラシ等のデータはホームページや各種情報提供媒体等で自由に使用できるものとする。
- ・SNS等を活用し、広く開催を周知し集客に努めること。

## エ 来場者数のカウント及び報告

会場における実施日ごとの来場者数をカウントし、報告すること。カウント手法は市と協議の上決定すること。

## **(3) こども・若者、大人、企業などを対象とした座談会の企画・運営**

こども・若者については自らの意見を表明し、社会に参画する場として、子育て当事者・支援者などの大人についてはこどもと関わるうえでの課題等の子育て環境、企業については男性の育児参加の推進、働き方改革等の取組について、それぞれテーマを設けた座談会を開催する。なお、各座談会について、ファシリテーターとして、コンサルタントや大学教授等の専門家が進行することとし、次の点を考慮すること。

### ①こども・若者座談会

20代までのこども・若者を主なターゲットとし、将来に対する夢や希望が描けるテーマとすること。

### ②大人座談会

子育てに対する不安や悩みを共有し少しでも解消が図れるテーマとすること。

### ③企業座談会

育児休業取得例や子育て支援の取組例等を収集し、座談会に参加する企業が抱える課題解決につながる内容にすること。

#### ア 座談会実施内容の企画・資料作成

座談会の開催回数は4回として、下記のそれぞれの項目を踏まえ、実施内容の企画、資料の作成、講師の選定、開催方法、広報、申込方法等を提案のうえ、市と協議のうえ開催する座談会の対象など詳細を決定することとする。このため、同一対象の座談会を複数回開催する場合もあり得る。

なお、企画にかかる人件費等のほか、講師の人件費、旅費、会場費等の研修開催にかかる一切の費用を委託費に含むこと。

#### イ 実施内容

こども・若者の座談会については、こどもの権利について考える機会になるとともに、子育て支援や少子化対策に関する声を集め、政策に反映できるように内容を工夫すること。

##### 【テーマ例】

- ・well-being について
- ・こどもの居場所について
- ・こどもの権利について

大人の座談会については、こどもと関わる際の不安や悩みの解消につながる内容となるようにするとともに、こどもの権利について理解を深める機会になるよう内容を工夫すること。

##### 【テーマ例】

- ・子育て世代の求める子育て支援策
- ・こどもの居場所について
- ・こどもの権利について

企業の座談会については職場や家庭において、男性の育児参画及び子育てとの両立への理解がより深まるとともに、子育て支援や少子化対策に関する声を集め、政策に反映できるような内容となるように工夫すること。

##### 【テーマ例】

- ・男性の育児参画の重要性
- ・柔軟な働き方や職場環境
- ・ワーク・ライフ・バランスやキャリアパスに関すること

#### ウ 対象者および実施規模

こども・若者、大人については、それぞれ20名程度、企業（人事・労務担当者や管理職等）については10事業所程度の参加を目標とする。

#### エ 実施方法・会場の選定

集合形式を基本とし、集合形式またはオンライン等、より参加しやすい方法を提案のうえ、市と協議により決定することとする。

集合形式で実施にあたっては、適した会場を選定のうえ提案することとし、会場費は委託費に含むこ

と。

各座談会において、市外の先進的な取組を実践している企業等に参加を促す等、参加者が関心を寄せるような内容を企画する。選定については、市と協議により決定することとする。

#### オ 実施時期

令和9年3月15日（日）までに実施することとし、より参加しやすい日程となるようスケジュールを提案のうえ、市と協議のうえ決定することとする。

#### カ 座談会の広報・募集・受付

座談会の参加者募集に向けた広報を実施し、参加企業等のとりまとめを行い、市に報告すること。

#### キ 当日運営

集合形式のみ、またはオンラインとのハイブリットでの実施、ともに当日の運営にかかる一切の業務（受付、会場設営・撤収、通信環境の確保など）を委託業務に含むこと。オンライン実施の場合には、参加者が参加しやすい配信方法とし、配信に必要な設備や通信環境、機器等は受託者において準備し、その費用は委託費に含むこととする。

#### ク 参加者アンケートの実施・集計

参加者へのアンケートを実施することとし、アンケート内容や実施方法については、事前に市と協議のうえ決定することとする。アンケート結果は集計のうえ、市が指定する期日までに提出することとする。

## 5 成果品

下記の成果品を本市が指定する場所へ納品すること。詳細は、本市と十分に協議し、決定することとする。

### (1) こどもまんなかまつりの開催

- ・実績報告書（参加者一覧、当日の状況写真含む）一式
- ・来場者アンケート結果分析 一式

### (2) 屋内巡回遊び場の開催

- ・実績報告書 一式
- ・来場者集計表 一式
- ・来場者アンケート結果分析 一式

### (3) こども・若者、大人、企業などを対象とした座談会の企画・運営

- ・実績報告書（参加者一覧、当日の状況写真含む）一式
- ・座談会の資料、意見交換会の内容記録報告書 一式
- ・参加者アンケート結果分析 一式

## 6 成果品の著作権等

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て本市に帰属するものとし、本市が自由に加工、複製、インターネット掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (2) 成果品の編集・制作等のために使用した写真・イラスト・書体等は全て本市に供与し、その利用及び再編集は本市において自由に行えるものとする。

- (3) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。  
第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。
- (4) 本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として受託者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、受託者が負担すること。

## **7 条件**

- (1) 真庭市内に事業所（本店又は営業所）を有していること。
- (2) 本業務の実施に関して豊富な専門知識を有し、特色を理解し情報収集・活用能力・地域特性への理解等に優れていること。
- (3) こども・地域づくり施策に精通しており、過去3年以内にその実現に向けて取り組んだ実績があること。
- (4) 契約期間中は、本業務の進行状況を随時報告し、定期的な打合せを実施し、本市から事業の遂行に当たり協議を求めた場合は、速やかに本市に職員を派遣できる等、対応できる体制を整えること。

## **8 業務の適正な実施に関する事項**

### (1) 管理業務

本業務の委託期間中、受託者は、本市と連絡調整を行う担当者を配置すること。本市と、全体計画に基づいた進捗報告や意見交換等を定期的に行い、議事録を作成すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ること。

### (3) 守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承認なしに他に漏らしてはならない。本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (4) 禁止事項

以下の事項を含む内容を制作・掲載することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ 単なる噂又は噂を助長させるもの

- ・わいせつな内容又はその内容を含むホームページのリンク
- ・業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・消費者保護の観点から適切でないもの
- ・市又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・内容が著しく拙劣なもの
- ・その他社会通念に照らして市が不相当と認めるもの

## **9 業務の履行場所、作業場所**

真庭市久世ほか地内及び事業者の事務所

※業務実施上必要があれば、真庭市域外が履行場所となることがある。

## **10 成果品納品場所**

真庭市健康福祉部子育て支援課

〒719-3292 真庭市久世 2927-2

TEL0867-42-1054 FAX0867-42-1388

## **11 その他**

本業務の実施について、社会一般に通常実施される項目は、本仕様書に記載のない事項であっても本業務の範囲とする。疑義が生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。